

令和7年7月4日

魚沼市議会議長 志田 貢 様

議会運営委員会
委員長 本田 篤

議会運営委員会調査報告書

本委員会は、所管事務について下記のとおり調査したので、魚沼市議会会議規則第110条の規定により報告します。

記

- 1 調査事件名 (1) 令和7年第2回魚沼市議会定例会について
(2) 閉会中の所管事務調査について
(3) 議員派遣について
(4) その他

- 2 調査の経過 7月4日、委員会を開催し、上記案件について協議した。

令和7年第2回魚沼市議会定例会の日程について、招集期日は市長提案のとおり7月10日とし、会期は7月31日までの22日間とした。招集告示は、7月3日付けでなされていることを了承した。

審議予定については、別紙「令和7年第2回魚沼市議会定例会会期及び審議の予定表」のとおりとした。

一般質問の取扱いについては、別紙「令和7年第2回（7月）定例会一般質問の取扱いについて」のとおりとし、通告期限は全議員懇談会で説明のとおり7月3日正午とし、通告書は簡潔に記載することとした。

また、急施事件については、定例会開会前日までに受理した請願及び陳情は議長において取扱いを決することとし、その他の事件は議会運営委員会に諮ることとした。

閉会中の所管事務調査については、これを行うこととした。

議員派遣については、これを了承した。

その他で、当市議会における議員の通称使用について協議し、これを認めることとし、内規等について今後検討することとした。

議会運営委員会会議録

1 調査事件

(1) 令和7年第2回魚沼市議会定例会について

(2) 閉会中の所管事務調査について

(3) 議員派遣について

(4) その他

(1) 当市議会における議員の通称使用について

(2) その他

2 日 時 令和7年7月4日 午前11時

3 場 所 本庁舎3階 委員会室

4 出席委員 佐藤卓摩、星 直樹、浅井宏昭、星野みゆき、大桃俊彦、関矢孝夫、
本田 篤、(志田 貢議長)

5 欠席委員 なし

6 説明員 内田市長、桑原総務政策部長

7 書 記 坂大議会事務局長、樺澤議会事務局次長

8 経 過

開 会 (11:00)

本田委員長 定足数に達しておりますので、ただいまから議会運営委員会を開会いたします。
改めまして、皆様おはようございます。初めての議会運営委員会ではございますけれども、どうぞ皆様、御協力をお願いいたします。
これより議事に入ります。

(1) 令和7年第2回魚沼市議会定例会について

本田委員長 日程第1、令和7年第2回魚沼市議会定例会についてを議題といたします。

(1) 招集期日について、執行部から説明をお願いします。

内田市長 招集日につきましては、7月10日でお願いしたいと思います。

本田委員長 ここで招集期日について、議会事務局長から補足で説明をさせていただきます。

坂大議会事務局長 それでは補足して説明をさせていただきます。招集期日についてでありますけれども、議会の招集は地方自治法第101条第7号の規定により、開会の日前7日ま

でに告示しなければならないこととなっております。今ほど市長からお話をいただいたとおり、第2回定例会の招集期日を7月10日ということで、7日前の7月3日付けで市長において招集告示をさせていただいております。通常、定例会の流れとしては、日程を決める議会運営委員会の開催日を招集期日から最低7日間を確保し、この日に招集の告示をしております。今回は、議会日程の都合上、議会運営委員会の前に招集の告示が行われておりますことを御了承をお願いいたします。補足説明は、以上です。

本田委員長　ただいま説明のありました招集期日について、御異議ありませんか。（異議なし）異議なしと認めます。したがって、招集期日については、説明のとおり7月10日と決定いたしました。

（2）会期及び会議予定について、議会事務局長に説明を求めます。

坂大議会事務局長　それでは、会期及び会議予定について説明させていただきます。会期については、7月10日から7月31日までの22日間。会議予定は、「令和7年第2回魚沼市議会定例会会期及び審議予定表（案）」のとおりとさせていただきたいものであります。説明は、以上です。

本田委員長　今ほどの説明につきまして、質疑はございますでしょうか。（なし）なければ、これで質疑を終わりにいたします。お諮りいたします。会期については7月10日から31日までの22日間とし、会議予定は「令和7年第2回魚沼市議会定例会会期及び審議予定表（案）」のとおりとすることに、御異議ありませんか。（異議なし）異議なしと認めます。よって、会期は7月10日から7月31日までの22日間とし、会議予定は別紙「令和7年第2回魚沼市議会定例会会期及び審議予定表（案）」のとおりとすることに決定いたしました。

次に（3）一般質問について、議会事務局長に説明させます。

坂大議会事務局長　それでは、令和7年第2回定例会一般質問の取扱いについて、説明させていただきます。（資料「令和7年第2回（7月）定例会一般質問の取扱いについて（案）」により説明）

本田委員長　ただいまの説明につきまして、質疑はございますでしょうか。（なし）なければ質疑を終わりにします。お諮りします。一般質問については、別紙「令和7年第2回（7月）定例会一般質問の取扱いについて（案）」のとおり実施することに御異議ありませんか。（異議なし）異議なしと認めます。よって、そのように決定いたしました。なお、一般質問の締切り期限は、議員懇談会で説明のあったとおり、昨日7月3日木曜日正午となっております。以上であります。

次に（4）付議事件について、執行部から説明を願います。

内田市長　付議事件につきましては、配付ファイルの「令和7年第2回魚沼市議会定例会付議事件一覧（案）」のとおりであります。また、報告案件につきましても配付資料のとおりであります。詳細につきましては、総務政策部長から説明をさせていただきます。よろしくお願いします。

桑原総務政策部長　それでは、付議事件一覧を基に順次御説明を申し上げます。

まず、事件番号1番、令和7年度魚沼市一般会計補正予算（第2号）についてであります。当該補正予算の概要であります。主なものといたしましては、定額減税補足給付金不足額給付事業費を計上するほか、係争中案件に係る弁護士業務委託料及び職務上行為に係る弁護士費用補助金、障害福祉サービスシステム改修費、生活保護システム改修費、母

子生活支援施設措置費、保育園修繕料、農産物渇水化対策関連経費、広神会館消雪用井戸ポンプ更新費をそれぞれ追加・計上するとともに、冬の大雪に起因して被害を受けた林道の土砂撤去・補修費などを追加することとしております。また、昨日の全員協議会で御説明をいたしました、入広瀬雪国観光会館及び入広瀬体育館を含む旧入広瀬中学校の解体撤去に係る調査費及び設計業務委託料などを計上するほか、物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金を充てることとして市内小学校の給食費無償化に係る保護者負担額を減額する内容を盛り込み、これら一連の追加・組替とともに、財源の調整・変更を含めた内容を第2号補正予算として、歳入歳出それぞれ2億1,920万円の増額補正をお願いするものであります。なお、今回の補正予算の財源といたしましては、物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金をはじめ、母子生活支援施設措置費負担金や生活困窮者就労準備支援事業費補助金などの国県補助金のほか、市債借入を予定し、また一般財源の全体調整分として財政調整基金からの繰入を計上することとしております。

続きまして、事件番号2番、令和7年度魚沼市病院事業会計補正予算（第1号）につきましては、小出病院において「I V R - C T」と呼ばれる「血管造影装置とC T装置が一体化した高度医療機器」を導入するにあたり、令和6年度予算において病院施設内に専用の施術室の整備事業費を計上し、これを令和7年度会計に繰り越させていただいたところですが、設計が進む中で工事費に不足分が生じたことから、病院事業債を財源にして4,910万円を追加するものでございます。

続きまして、事件番号3番、魚沼市職員の勤務時間、休暇等に関する条例及び職員の定年の引上げに伴う関係条例の整理に関する条例の一部改正につきましては、仕事と介護の両立支援制度を利用しやすい勤務環境を整備するため、所要の改正を行うものでございます。

続きまして、事件番号4番、魚沼市職員の育児休業等に関する条例の一部改正につきましては、こちらは仕事と育児の両立支援制度を利用しやすい勤務環境を整備するため、所要の改正を行うものでございます。

続きまして、事件番号5番、魚沼市ひとり親家庭等の医療費助成に関する条例の一部改正につきましては、新潟県ひとり親家庭等医療費助成事業実施要領の改正に伴いまして所要の改正を行うものでございます。

続きまして、事件番号6番、魚沼市特別養護老人ホーム条例の一部改正につきましては、特別養護老人ホーム鮎の里の開設にあたりまして、利用料金に係る規定の中に地域密着サービスを追加することに伴いまして、所要の改正を行うものであります。

続きまして、事件番号7番、魚沼市墓地条例の一部改正につきましては、市営墓地の利用者の代理人に係る住所要件を緩和するため、所要の改正を行うものでございます。

続きまして、事件番号8番、魚沼市養護老人ホーム南山荘建築工事請負契約の締結について、事件番号9番、魚沼市養護老人ホーム南山荘電気設備工事請負契約の締結について及び事件番号10番の魚沼市養護老人ホーム南山荘機械設備工事請負契約の締結についての3件につきましては、旧東湯之谷運動広場に建設をいたします養護老人ホーム南山荘の整備に係るものでございますが、いずれも契約しようとする工事の予定価格が1億5,000万円以上であることから、地方自治法第96条第1項第5号及び魚沼市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定に基づき、議会の議決を求め

る事案に該当するため、提案させていただくものでございます。

続きまして、事件番号 11 番、市道上ノ原 27 号線他道路改良第 2 次工事請負契約の締結につきましても、事件番号 8 番から 10 番までと同様に、契約しようとする工事の予定価格が 1 億 5,000 万円以上であることから、地方自治法第 96 条第 1 項第 5 号及び魚沼市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第 2 条の規定に基づき、議会の議決を求める事案に該当するため、提案させていただくものでございます。

なお、そのほかの予定議案といたしまして、1 件追加でお願いしたい案件がございます。次のページのほうをめぐっていただきまして、中段を御覧いただきたいかと思えます。市長の提出事件の追加予定の部分になりますが、神湯温泉大規模改修機械設備工事請負契約の締結についてであります。本件につきましても、契約しようとする工事の予定価格が 1 億 5,000 万円以上となることが見込まれることから、地方自治法第 96 条第 1 項第 5 号及び魚沼市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第 2 条の規定に基づき、議会の議決を求める事案に該当することが見込まれておりますが、当該工事の発注に係る入札日が定例会初日と同日の 7 月 10 日としておりまして、当該議案の調製が初日の提案に間に合わないといったことから、当該工事請負契約の締結に関する議案を本定例会会期中の仮契約締結後に提案させていただきたいとするものでございます。

続きまして、市長提出の報告事件として、4 件について御説明を申し上げます。前のページにお戻りいただきたいかと思えます。こちらのページの下段の表を御覧いただきたいと思えます。報告案件につきましては、いずれも地方自治法施行令第 152 条に規定する法人について、地方自治法第 243 条の 3 第 2 項の規定に基づき、市が資本金等の 50% 以上を出資している法人等の経営状況を議会に報告するものでございます。今回報告する法人でございますが、事件番号 1 番の株式会社ほりのうちから事件番号 4 番の株式会社神湯温泉倶楽部については、いずれも決算等が総会において確定したことから報告をさせていただくものでございます。当該 4 件につきましては、昨日の臨時会の招集通知までに関連資料の整理が間に合わなかった関係で今定例会の案件となりましたので、あらかじめ御了承をお願いいたします。

なお、報告案件に該当する他の法人につきましては、法人等の総会等の日程の関係から今定例会会期中の追加報告でお願いすることになるか、またはその次の議会での報告を予定しておるところでございます。残りは長岡地域土地開発公社だけということでございます。

付議事件に関する説明につきましては、以上でございます。

本田委員長 説明が終わりましたので、ただいま説明のあった付議事件について、質疑を行います。質疑はございますでしょうか。

関矢委員 今の市長提出事件の追加予定の神湯の大規模改修、入札日が今定例会の初日ということでした。そこで落札するかどうか分からないんですけども、そうした場合、仮にそこで落札があった場合は、仮契約はその日ですね。

桑原総務政策部長 通常ですと、仮契約日につきましては、入札日に契約の相手方と調整をいたしまして、当日付けで行わせていただく予定でございます。

本田委員長 ほかはございますでしょうか。(なし) 質疑を終結いたします。市長提出事件につきましても、これを受けることにしたいと思えます。御異議ありませんか。(異議なし)

異議なしと認め、市長提出事件について受けることに決定しました。

次に、議長受付提出事件について説明を求めます。坂大議会事務局長、お願いいたします。

坂大議会事務局長　それでは、同じく付議事件一覧表の２ページ目から御覧ください。議長の受付・提出事件（請願・陳情・発議・選挙等）について説明いたします。事件番号１、国に防衛力強化の一環として、食料安全保障を重要視することに関する陳情書については、令和７年６月１６日付けで提出された陳情書であります。

続いて、報告等について御説明いたします。事件番号１、議会運営委員会報告から事件番号４までには、各委員会の記載の開催日に開催された報告についてであります。産業建設委員会につきましては、本日午後開催されますのでその報告ということになります。

続いて、追加予定の、議長受付・提出事件（請願・陳情・発議・選挙等）について説明させていただきます。事件番号１、議員派遣の件については、今後予定される中越地区市議会議員合同研修会や２市１町議会議員協議会総会などについてであります。

続いて、追加予定の、議長の受付事件（報告等）について説明をさせていただきます。事件番号１、現金出納の例月検査の結果については、６月分の検査の結果についてであります。

説明は、以上です。

本田委員長　ただいまの議長受付・提出事件について、質疑はございますでしょうか。（なし）質疑を終わりにいたします。議長受付・提出事件について、これを受けることにしたいと思います。御異議ありませんか。（異議なし）異議なしと認め、議長受付・提出事件については受けることに決定いたしました。

次に（５）付議事件の取扱いについて審議願います。ア、イについて議会事務局長に説明を求めます。

坂大議会事務局長　それでは、同じく付議事件一覧表を御覧ください。まず、ア、市長提出事件であります。事件番号１、令和７年度魚沼市一般会計補正予算（第２号）及び令和７年度魚沼市病院事業会計補正予算（第１号）については、７月１０日提案・即決とさせていただきます。

続いて、事件番号３、魚沼市職員の勤務時間、休暇等に関する条例及び職員の定年の引上げに伴う関係条例の整理に関する条例の一部改正について及び事件番号４、魚沼市職員の育児休業等に関する条例の一部改正については、７月１０日提案、総務委員会付託、最終日採決とさせていただきます。

続いて、事件番号５、魚沼市ひとり親家庭等の医療費助成に関する条例の一部改正についてから、事件番号７、魚沼市墓地条例の一部改正についてまでにつきましては、７月１０日提案、福祉文教委員会付託、最終日採決とさせていただきます。

続いて、事件番号８、魚沼市養護老人ホーム南山荘建築工事請負契約の締結についてから、事件番号１１、市道上ノ原２７号線他道路改良第２次工事請負契約の締結についてまでについては、７月１０日提案・即決とさせていただきます。

続いて、追加予定の市長の提出事件について説明させていただきます。事件番号１、神湯温泉大規模改修機械設備工事請負契約の締結につきましては、最終日までに提出があった場合は、最終日提案・即決とさせていただきます。

続いて、イ、議長の受付・提出事件について説明をさせていただきます。事件番号1、国に防衛力強化の一環として、食料安全保障を重要視することに関する陳情書については、配布のみとさせていただきます。

続いて、議長の受付事件（報告等）について説明をいたします。事件番号1、議会運営委員会報告から、事件番号4、広報広聴特別委員会報告までの4件は、7月10日報告とさせていただきます。

続いて、追加予定の議長の受付事件（請願・陳情・発議・選挙等）について説明いたします。事件番号1、議員派遣の件については、最終日提案・即決とさせていただきます。

続いて、追加予定の議長の受付事件（報告等）について説明させていただきます。事件番号1、現金出納の例月検査の結果については、最終日までに報告があった場合は、最終日報告とさせていただきます。

説明は、以上です。

本田委員長 付議事件の取扱いについては、ただいま局長から説明のあったとお取り扱いすることでよろしいでしょうか。

関矢委員 先ほどと同じなんですが、神湯の大規模改修の請負締結の議案ですけども、10日の日に入札がやられて仮契約になった場合は、最終日だと31日まで時間があるわけですけども、委員会が24日の途中にあるので最終日なんだろうと思うんですけども、工事のほうは、工事をやる間に休館になると思うんですけども、その辺でこの20日間とか、そういう余裕があるんだけど、その辺については支障ないですか。

桑原総務政策部長 詳しいことは、また担当部課長から委員会の際に説明させていただきますと思いますが、営業については事前に周知をさせていただいた上で、利用者にその旨利用制限をかけさせていただくようになろうかと思います。実際に、営業に支障の出る日が何日かというところは所管外でございますのでお答えすることはできませんが、今言ったようなことで対応させていただく予定ではございます。

関矢委員 そうすると、定例会最終日の議決で大丈夫だということよろしいですか。

桑原総務政策部長 大丈夫というふうに見込んでおります。

本田委員長 ほかにございますでしょうか。（なし）では、質疑を終結いたします。付議事件の取扱いにつきましては、ただいま局長から説明のあったとお取り扱いすることでよろしいでしょうか。（異議なし）異議なしと認め、付議事件の取扱いについては取扱い（案）のように決定いたしました。

次に、ウ、急施事件の取扱いについて、議会事務局長に説明を求めます。

坂大議会事務局長 急施の事件の取扱いについて御説明をいたします。急施の事件の取扱いについては、定例会開会日前日までに受理した請願・陳情は、議長において取扱いを決することとし、その他の事件については議長、委員長が協議し、議会運営委員会で取扱いを決定することとさせていただきます。説明は、以上であります。

本田委員長 今ほどの説明に対して質疑を行います。質疑はございますでしょうか。（なし）質疑なしと認めます。これで質疑を終結いたします。

急施事件の取扱いにつきましては、定例会開会日前日までに受理した請願・陳情は議長において取扱いを決することとし、その他の事件については議長、委員長が協議し、議会

運営委員会で取扱いを決定することによろしいでしょうか。（異議なし）異議なしと認め、そのように決定いたしました。

（６）その他について御審議願います。皆様のほうで何かございますか。（なし）

（２）閉会中の所管事務調査について

本田委員長 日程第２、閉会中の所管事務調査についてを議題といたします。お諮りいたします。本委員会が閉会中に所管事務調査を行うことについて、議長宛てに申し出たいと思います。これに御異議ありませんか。（異議なし）異議なしと認め、閉会中の所管事務調査については、議長宛て申出を行うことに決定いたしました。

（３）議員派遣について

本田委員長 日程第３、議員派遣についてを議題といたします。議会事務局長に説明を求めます。

坂大議会事務局長 それでは、追加予定の議員派遣について説明をさせていただきます。最終日に議員派遣として、まず８月１日の令和７年度中越地区市議会合同議員研修会、柏崎で行われますが、全議員が出席の予定であります。続いて、８月５日、湯沢町・南魚沼市・魚沼市議会議員協議会総会に出席です。こちらも全議員が出席です。これらの２件を予定しております。また、最終日まで追加があった場合は、追加をさせていただきます。

以上で説明とさせていただきます。

本田委員長 今ほどの説明に質疑はございますでしょうか。（なし）これで質疑を終わりにいたします。議員派遣については、ただいま説明のあったとおり、最終日に議長発議とすることで御異議ありませんか。（異議なし）異議なしと認めます。よって、議員派遣については、そのように決定いたしました。

（４）その他

（１）当市議会における議員の通称使用について

本田委員長 日程第４、その他を議題といたします。（１）当市議会における議員の通称使用について、議会事務局長に説明を求めます。

坂大議会事務局長 それでは、本件は原則として戸籍の名称を使用するところ、佐藤省太議員から「こめたろう」という通称名で当市議会での活動を行いたい旨、議長宛て申出がありました。議運で協議いただきたいということでもあります。全国市議会議長会に確認したところ、通称使用は認められるとの回答であった旨を、議員懇談会で皆様に説明をし、御了承をいただいたところでもあります。また、通称使用は議長から議会運営委員会等に諮問し協議して決めてもらうのがよい、と全国市議会議長会からアドバイスを受けております。通称使用は、何でも認められるものでなく、公序良俗に反しない、言いにくい名前は使わない、悪質なケースは防止するなど一定の判断基準を設け届け出制にする、などの通称使用に係る議会内の手続について御協議をお願いをいたします。なお、立候補の際、市の選

挙管理委員会から認定を受けた通称名がその「こめたろう」というものであります。

説明については、簡単ですが以上です。

本田委員長　　今ほどの局長の説明につきまして、質疑ございますでしょうか。（なし）これで質疑を終わりにさせていただきます。今回の「こめたろう」の通称使用につきましては、「認める」ということで議長に答申してよろしいでしょうか。（異議なし）そのように決定いたしました。

次に、そのルールづくりについて、議会内で内規等を定めて運用することとしたいと思っておりますけども、そのように取り計らってよろしいでしょうか。

関矢委員　　他市の自治体で内規等を設けているところがあるかと思います。その辺を見ながら、議会運営委員会又は会派代表者会議の中で協議して、決めればいいかなと思います。

本田委員長　　決定というよりも、一度取り計らって協議してみましようということで。もしかしたら何も必要ないかもしれませんし、それも含めて取り計らうという表現にさせていただきます。

坂大議会事務局長　　補足で、今ほど関矢委員からお話があったとおり、今現在、他市の内規、こちら訓令なんですけど、参考に仮の様式で本人からは届出を出していただいております。ですので、今後事務局で案をつくって、お諮りをいただいた後、正式に様式が決まりましたら改めて本人から届出をしていただくよう今準備をしております。

本田委員長　　それでは、もう一度お諮りいたします。次に、そのルールづくりについて、議会内で内規等を含めて、運用することとしたいと思いますが、そのように取り計らってよろしいでしょうか。（異議なし）では、今後事務局から案を作成していただき、改めて議運で協議させていただくことでよろしいでしょうか。（異議なし）そのように決定いたしました。

(2) その他

本田委員長　　次に（２）その他について、皆さんのほうから協議事項等ございますでしょうか。（なし）執行部から何かございますでしょうか。

桑原総務政策部長　　本日までに提出することになっております議案の関係でございますが、一部、本日説明させていただきました補正予算の関係でございますけれども、調整がぎりぎりになっておりまして、本日中ということで15時までにスマートディスカッションのほうに上げさせていただくように事務局と調整を進めてございますので、御了解をいただければというふうに思っております。

本田委員長　　15時で大丈夫ですか。

桑原総務政策部長　　お許しいただけるのであれば、17時にお願いできればと思います。

本田委員長　　よろしいですか、皆様、寛容的に。（異議なし）では、17時ということで、時間厳守でお願いいたします。

それでは議会事務局長、お願いします。

坂大議会事務局長　　事務局からお願いであります。本日の会議録であります、通常であれば7月10日の初日に議長報告ということで会議録を添付させていただくんですけども、これから事務局で会議録を鋭意作成させていただきますが、場合によっては7月10日に間

に合わない場合がございます。その際は、大変申し訳ないですが、鑑だけを付けさせていただきます。事務局からは、以上です。

本田委員長　　本日の会議録につきましては、委員長に一任願います。議会運営委員会はこれにて閉会いたします。御苦勞様でした。

閉　　会（11：32）

議会運営委員会

委員長　本田　　篤